

大蔵委員会議録第二十四号

昭和二十七年二月二十九日(金曜日)
午前十一時九分開議

出席委員

委員長 佐藤 重遠君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君
理事 内藤 友明君 有田 二郎君
大上 司君 三宅 則義君
宮崎 靖君 宮原幸三郎君
武藤 嘉一君 宮腰 喜助君
高田 富之君 深澤 義守君
中野 四郎君

出席政府委員

大蔵事務官 平田敏一郎君
(主税局長)
大蔵事務官(主 泉 美之松君
税務局長) 国税庁長官 高橋 衛君

委員外の出席者

農林事務官(食 松任谷健太郎君
糧庁総務部長) 専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

二月二十八日

台湾における外地資産補償に関する
請願(大西正男君紹介)(第九七八号)

同(川崎秀二君紹介)(第九七九号)

同(高橋等君紹介)(第九八〇号)

同(千葉三郎君紹介)(第九八一号)

同(早川崇君紹介)(第九八二号)

同(泉川崇君紹介)(第九八二号)

同(泉川崇君紹介)(第九八二号)

同(泉川崇君紹介)(第九八二号)

同(泉川崇君紹介)(第九八二号)

同(泉川崇君紹介)(第九八二号)

同(泉川崇君紹介)(第九八二号)

同(泉川崇君紹介)(第九八二号)

同(泉川崇君紹介)(第九八二号)

同(泉川崇君紹介)(第九八二号)

同(泉川崇君紹介)(第九八二号)

同(泉川崇君紹介)(第九八二号)

農業共済保険金に対する農業総合所
得税免除の請願(星島二郎君紹介)
(第一〇三七号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

所得税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二九号)

法人税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第三〇号)

相続税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第三一号)

砂糖消費税法の一部を改正する法律
案(内閣提出第三二号)

○佐藤委員長 これより会議を開きま
す。

所得税法の一部を改正する法律案外
三税法案を一括議題といたしまして、
前会に引続き質疑を継続いたします。
質疑は通告順によつてこれを許しま
す。内藤友明君。

○内藤(友)委員 ただいま提案になつ
ております税法四件につきまして、少
しばかりお尋ね申し上げたいと思いま
す。平田さんがお見えになつておりま
すので、平田さんにお尋ねいたします
のであります。それはいつも私も私が
申し上げることであります。税全体
からながめまして、直接税と間接税と
の問題であります。実は今日直接税
の方が非常に比重が重いために、税の
問題は非常に大きな問題となつて考え
られておるのであります。将来直接
税と間接税というものを対して、大蔵
当局は現状より少し方向をかえられ

て、何とか今日の税に対する不公平不満
をなくするようなお考えがあらうかどう
かというのを、お尋ねしたいのであり
ます。と申しますのは、実はこの直
接税——もちろんそれはそれ、いい
ところ、悪いところはあつたのであり
ますけれども、今日これはひとりで農業界
だけではございません。一般産業界を
ながめてみますと、この税というものが
増産をはばんでおる非常に大きな一
つの要素になつておるのであります。
て、こういうことは、これから日本の
国が独立して行く上におきまして、ま
ことに残念なことでありまして、日本
の国は一日も早く何とか底力が少しも
つくようにして行かなければならぬと
きに、税の問題でそういうことができ
ないようなことになることは、これは
政府も国民も一様に考えなければならぬ
大きな問題ではないかと思うのであり
ます。これは平田さんにお尋ねするの
も少し御無理かと思うのであります
が、やがて平田さんは事務次官になら
れ、また将来大蔵大臣にもなられる方
でありますから、どうかひとつ今のう
ちから御抱負があらうになります。さ
らば、お聞かせいただきたいと思うので
あります。

○平田政府委員 直接税が間接税かと
いう問題は、税制におきましていつも
問題になるのでございますが、私も
も現在の日本の実際の所得水準、並び
に所得の大小の分布状況等から見ま
して、あまり直接税を重視するのはど
うであらうかという気持は、確かに持
つておるのでございます。先般も奥村

さんと大分議論したのですが、公平原
則という点から行きますと、どうして
もやはり直接税がいい。間接税はやは
り大衆課税に陥りやすく、負担の公
平を欠くからいがあるもので、例の
シヤウブ勧告では、所得税を中心とす
る直接税主義を強調しておるわけであ
ります。税の一般論をいたしましては
は、やはり直接税の方で行くのがいい
という議論は、確かに正しいと思つた
しまして、しかし日本の場合において
今考えてどうかということになります
と、あまり所得税を重視するのはどう
であらうか。やはり相当程度間接税で
まかなつて行くという行き方の方が、
実際に即する点が多分にあるのではな
いかというふうに考えております。し
からは間接税の代表的なものは何であ
るかということになりますと、実は
酒、タバコがございまして、酒は千三
百億、タバコは千二百億、これは相当
なものでございまして、密造酒等を発
見することによつて若干増収の余地は
あると思ひますけれども、税収にそう
影響するほどのものではないと考えて
おります。貨幣価値の変動ということ
を考慮に入れても、なお戦前に比べま
して相当大きな酒、タバコの収入を得
ておるといふことは言えるのでありま
す。その他におきましては物品税、砂
糖消費税、織物消費税等が特別消費税
になつておりますが、織物は非常に大
衆課税の性質が強いというのでやめた
のでございまして、これを復活したら
どうかという議論は確かにございま

す。それから物品税につきましては、
奢侈品課税はいいが、必需品課税はい
けないという具体的な問題になります
れば、税収を上げるといふことになる
と、なか／＼また摩擦が多い。ただそ
れにいたしまして、物品税の収入を
もう少し上げたかどうかという考え方
もあるかもしれません、かりに紙に
課税し、あめに課税し、マツチに課税
するのはどうかといった議論も尊重す
るということになりますと、これまた
物品税としては大した収入にならぬわ
けです。砂糖におきまして、そうむ
ちやくちやく高くするといふわけにも
いかぬ事情にありまして、間接税に依
存するとしても、何人も間接税として
異論の少ない間接税収入というもの
は、現在よりもそう多く期待できな
い。一番代表的な間接税は実は取引高
税、売上税でございまして、ヨーロッパ
の大蔵はおおむね売上税によつて、
所得税と同額くらいの税収を得てお
るのでございますが、これにつきまし
ても、日本におきましては、すでに過
去においてはあまりうま／＼行かなかつ
た例もございまして、そこへ行くの
もどうかと考えます。抽象的に日本の
現状から見て、間接税の方がいいじや
ないかという議論はございしますが、し
からは大幅に移行するかどうか、ある
いは移行できるかという問題になつて
来ますと、これまたいろいろ問題があ
ります。これを、われ／＼としましては
考えざるを得ないというのが現状かと
思ひます。しかし今御指摘の所得税は
どうも少し重過ぎるということ、私

も感じておりまして、従つて所得税の減税だけは他の諸税に比べて、財政需要額等で相当犠牲が出てても、できるだけやりたいという趣旨で、二十五年、二十六年、二十七年の三回にわたつて、相当の減税を実行して参つた次第であります。

はなはだ一般的なお答えで、不満足でございますが、なおお尋ねがございまして、お答えすることといたしまして、一応これだけをお答えいたします。

○内蔵(友)委員 いろいろお聞かせいたしまして、さきで今日この税に対する不平不満を除くために、大蔵省でも国税庁でもいろいろと考へてなつておられるのであります。実はこの問題はいろいろ御心配なさつておられますけれども、まだ不十分な点があるのではないかと思つております。多少税金が重たいといふことは少し語弊がありますがけれども、どうしてもそれだけ納めなければならぬといふものでありますれば、よく納税者が納得すれば、決してこれは不平となるものではないと思ひますので、その点何か考へてもらわなければならぬことを、ぜひぶん長ら政府にこの委員会でもお願ひしてゐるのではありませんが、非常に不十分のようないふがしてならぬのであります。従つて今日でもなお経営の合理化をはかるうとするならば、それはまず脱税を巧妙にやることだといふふうに考へられてゐることは、まことに残念なのであります。以前大蔵委員会が音頭をとりまして、租税完納運動などもやつて、あの終戦後の税金に対していろいろ議論のありましたときに、多少なりとも

大蔵委員としては、国のいろいろな施策に協力いたしておつたのであります。が、そういうことが今日になつてしまつてゐるということになつてゐるのであります。そういうことで、今日は脱税のやり方が非常に巧妙になつて来ていると考へられるのであります。こういうことにつきては、何か政府は新しい、今日の時勢に應ずるような施策をお考へになつておられるのかどうか。相かわらず昔の税務官吏のようないふ態度で、びし／＼やられるのであるかどうか。こういうこともひとつわれわれは、まじめに考へてみなければならぬと思ふのであります。今日政府が考へておられる、国民の納税思想を高めるために、どういふ手を打つておられるか、おられようと思はれるのであるか、それをひとつお聞かせいたしたいと思ひます。

○平田政府委員 なか／＼重要な問題だと思ひますが、私も御指摘のようになつて、ほんとうに納税思想が健全に発達するために、税金が、何と申しますか、納税者の納税力に應じて、公平なものでなければならぬ。負担が過重であるといふことは、これはできるだけ避けなければ、そういう点の根本問題が解決できないといふので、租税の軽減につきてはいろいろ努めて参つております。また一旦税の執行にあたりましては、よく国民に納税の行ふように説明いたしまして、そして税法を正しく運用して行くといふことが必要と考へられまして、この方面におきましては、国税庁は特に最近そういう態度で、熱心に管下の税務官吏を指導して参つておられるのでございまして、その実績も確かに漸次上りつづつあるように、私も見受けられるのでござい

うに、私も見受けられるのでございします。そういう点につきては、今後なお一層努めて参りたいと思つておる次第でございます。

いま一つは、やはり納めた税金がどのように使われているか。これが納税者の納税思想に重要な関係があるやうでございまして、そういう点につきて、納めるべき税金は納めるといふ方向に持つて行くべく努力して行きたい。この問題は一朝にして、非常に飛躍的な手というものは、なか／＼むづかしいのじやないか。お互い大いに努力いたしまして、そのようにいたしたい。それにつきては、おそらく国会議員の方々のお話等が、最も私は有効な役目を果し得る場合が多いと存じますので、そういう点につきては、特に御協力のほどをお願いいたしたいと思つた次第でございます。

○内蔵(友)委員 税に對して不平の起きますのは、実は端的に申しますと、甲乙の間の不均衡なことから起して来るのであります。どうせこの国のこれからのあり方は、そんな安い税金では行けないのであります。どうしても相当なものをお互いに負担しなければならぬことは、これは今日の日本の国情を見ればわかるのであります。ただ不平の起きますのは、甲と乙との間の不均衡、こういう問題が根本にならうかと思ふのであります。そこで私は、ただいま提案になつておられます、今度の改正案の中味をながめてみまして、やはり不均衡の点が実はあるのではありません。こういう問題があるから、税に對する不平が起して来るのではないかと。たとえて申しますと、所得税に

つきまして青色申告を提出した者に、つきましては、五万円を限度として、事業上の必要経費に認めるといふことがあります。これはなるほど以前から見ますと、一歩前進であるかは存じませんが、農家の立場から考えますと、これは不均衡になるのであります。と申しますのは、青色申告をいたしております者は、これはこの間の公聴会で、私どもの友人の藤井君もここで述べたと思つておられますが、現在農村で青色申告をいたしている者は、三万戸ほどしかありません。実に少いのであります。と申しますのは、日本の農業といふのは、これは主税局長も御承知の通りでありまして、平均して所得が十五万円、普通の中小企業者の平均所得は三十万円、ごく小さなものであります。ことに農業といふのは、細かい仕事を丹念にやるのが本質なのであります。なか／＼記帳なんというやうなことはできない。それで記帳する者に対しては、五万円を限度として控除するといふことがありまして、農村ではこれは適用されぬといふやうなことになるのであります。だからこゝういふやうな新しい改正法案をながめてみましても、やはり小さな者をいじめ、いわゆる租税の不正がここに存しているといふことになるのであります。私どもから見て申しますならば、青色申告書を提出したなんといふやうなことは、ひとつ省いていただきたいのであります。どういふ者でも、事業に従事する親族については、年間五万円を限度として、それを必要経費に認めるといふことまで行けば、私は租税の公平といふものがちやんとそこに行われる。こういうふうに考へるの

であります。主税局長はいろいろお話になりますけれども、どうもこうして出て来ます具体案が、租税の公正といふことに対してはちやんと行つておらない、こういうことがあるのであります。こういう事柄は、将来御改正なさる御意思がありますか。どうか。できるだけ甲乙お互いに公正なようにして行くのが、これが不平のないことなのであります。とにかく重税はしかたがありません。今日の日本の国を何とかして行くには、税金は安くて、なんといふやうなことは考へられないのであります。そういうときには、農村であるが、大工業であるが、みなお互いに公正なものにして行かなければならぬのではないかと考へるのであります。こういう改正案は公正を欠いておられぬといふことではあります。か、ひとつお伺いしたいと思つたのであります。

(委員長退席、小山委員長代理着席)

○平田政府委員 内蔵さんも御承知の通り、現在農民の方々は、あまり帳面をつけていないといふ場合が多いことは、私も十分承知しております。また、農家の経営と家計の内容が、つちやになつておられて、非常にはつきりしない形で運営されてゐる。従ひまして、農家の経営を見ますと、どうも合理的なものとして、税法がなか／＼当てはめにくいといふ事情があります。これは、御承知の通りでございます。それがあるがゆゑに、今までの税法におきましては、家族従業者の所得は世帯主の所得と見まして、こつちやにして課税する。そのかわり單純に扶養控除の額と同額の控除だけを、専従者に対して認めよう、給料とかなんと言わ

ないで、とにかく機械的に認めよう、
こういうことにいたしておるのをごさ
いですが、どうもやはりこれは将来の
ことを考えますと、合理的な行き方
ではない。農家の場合といえども、現在
はそうでございますが、私は農民の方
方の努力、あるいは各方面の親切な指
導等によりますれば、やはり農家の経
営といえども漸次合理化されて行く可
能性は多分にあるのじやないか。これ
を捨てますと、おそろくお話のような
早解になると思ふのでありますが、私
どもは農家につきましても、ある程度
の記帳はしていただき、それによつて
ある程度の、経営と家計との区分等も
はつきりして行くと、農家の経営も
漸次よく行くと、また課税の見地か
ら行きますと、はつきりした合理的
なものさしを当てはめて行く、といふ
ようなことができるようにしたい。そ
れがまた、私は将来のことを考えます
と不可能ではない。これが不可能であ
るかどうかが判断の境目になると思
いますが、私は漸次そういうふうに行
べきでありますし、また行き得るのじ
やないか、こういうふうにごさえてお
ります。そういう見地から行きますと、
もと／＼はつきりしないものをこの際
はつきりしてもらいたい。いわゆる給
料等も實際問題としては、今まで多く
支払つていないと思ひますが、ちやん
と帳面をつけまして、幾ら払うか計算
を明らかにしてもらいますれば、これ
は今までのものや／＼してわからぬよ
うな状態がはつきりいたしますので、そ
れに應じまして、税法の上におきまし
ても合理的なやつて行こうというの
が、今回青島申告に對しまして、給料
の控除を認めることにいたしました根本の

趣旨でございます。ことに家族専従者
がいる場合でございますので、どちら
かと申しますと、比較的人手の多い場
合だと考えますが、そういう方々の場
合におきましては、若干めんどろでも
やはり記帳していただきますと、ひと
りそれは課税だけでなく、農業経営の
上から行きますと、いい結果を生ず
るのじやないか。そういう点に對しま
して、税法もできるだけ合理的な扱い
をして行こう、こういう趣旨で設けた
のであります。今少くとも、来年は
相当ふえるのではないかと、また再来年
はもつとふえるということに、漸次な
り得ると考える次第でございます。の
で、こういう制度の方がより合理的で
はないか、かように考えておる次第で
ございます。

○内閣(友)委員 日本の農家は、この
ごろ平均耕作反別七反ほどになつてし
まつたのであります。従つて農家所得
といふものは、中には記帳してわかる
といふこともありますが、その
面積だとか、飼育している家畜の数だ
とか、そういう外形標準によりまし
て、所得の把握必ずしも困難ではない
のであります。むしろ外形標準から
把握した所得の方が、真相に近いもの
が出ることもあるというので、今日の
日本の農家の真相だと思ふのでありま
す。そういう農家が非常に日本の農村
に多いのでありますから、必ずしも私
は記帳という問題は、日本の農村では
そう大したものではないのじやないか
と思ふのであります。そういうことか
ら、今日は各税務署におきましては、
外形標準で所得を把握しておられると
いうのであります。これは自然発生
的でそうだろうと思ふのであります。

従つて農業というものは商工業と違
いますので、そういうふうな本質を持
つておるものに対して、新しくつくられ
る制度が恩恵がないというところに、
やはり農村が不満を感じるものであり
まして、これは今日の日本の農村をよく
見ていただきまして、将来御改正願
いと思ふのであります。

それから次にお尋ね申し上げたいの
は、実は昨日行政協定のほんとうの文
書をもつたのであります。これに
よりまして、第十二條並びに第十三條
に税のことが規定されておるのであり
まして、政府はこの十二條並びに十三
條の行政協定の規定によりまして、ど
ういう税の法律をこれから国会にお出
しなさるのであるか。それをひとつお
尋ねいたしたいと思ふのです。もしで
きますれば、おおよそその法律の輪郭
をお聞かせいただきたいたいと思ふのであ
ります。

○平田政府委員 お尋ねの点は、この
協定の最後にも載つておりますよう
に、立法措置を大分要する点がありま
すので、近くその案をまとまして、
国会に提出して御審議を煩わす考
えであります。税に関する協定の大部分
は、税法の課税の特例に関するもので
ございますので、ここに記載されてあ
りますことの大部分の事項を法律案と
して提出する。ごく技術的な細目の点
につきましては、施行命令等で規定す
るといふ場合もあると思ひますが、
基本的なことも事項につきましては、
法律案として提案いたしまして、御審
議を煩わすことに相なるかと存じま
す。

○内閣(友)委員 その法律案はいつ
てる国会にお出しなさるのですか。

○平田政府委員 現在のところ、まだ
いつごろという、はつきりしたことを
申し上げる段階には至つておりません
が、なるべく本協定の発効前に成立し
得るように、できるだけすみやかにい
たしたいと考えておる次第であります。

○内閣(友)委員 それでは今まだ中味
もわからぬのでありますから、今こ
で論議いたしましてもいかがと思ひ
ますので、いづれ法律案が出ましてか
ら、またいろ／＼お尋ねしたいと思
ひます。

食糧庁の総務部長がお見えてござ
いますので、砂糖のことについてひと
つお尋ねしたいと思ふのであります。今
度砂糖消費税が大幅に上ることにな
つたのであります。これによりまし
て農林省は四月一日から砂糖の統制
をはずすといふことを、方針としてお
きめになつておられるのであります
が、砂糖に関する今日のいろ／＼な状
態、ことに消費税を大幅に上げられる
ことに関連したことの内容を、ひとつ
お聞かせいただきたいたいと思ふのであ
ります。

○松任谷説明員 ただいま内閣委員
からの御質問は、砂糖の統制廃止の問題
と消費税、ことにいふ、砂糖との関係
に関する御質問だと思ふのでありま
すが、御承知の通り砂糖消費税の問題
は、関税その他の措置と相まちまし
て、国内におきまします水あめ、澱粉と
いつたような問題に對しまして、影響
を極力少からしめるというようなこ
とを考へておるわけでありまして、関税
につきましては、現行の精糖二〇%を
三五%に、それから粗糖につきまして
は一〇%を二〇%に引上げるというよ
うなことでございますので、消費税に
つきましては、現行百斤当り千円を千七
百円に引上げるというような措置をと
ることによりまして、農家のかんし
よ、並びにその製品である澱粉とい
うようなものの価格の調整を考へてお
るのでございます。これに関する法案
を、実は大蔵當局にお願い申し上げて
おる次第でございます。なおその場合
におきまして、四月以降統制廃止にな
りました場合に、砂糖の価格の關係
が、現在考へております価格との間に
おきまして、急激に変動を生ずるとい
うようなことになりましますと、いろ
いろ心配した点がなか／＼功を奏し
ないといふような点も考へられますの
で、三月末の政府手持ちを推定いたし
ますと、約十萬トンの砂糖の砂糖の政府
手持ちになるのでございますが、その
十萬トンの砂糖の手持ちにつきま
して、これをいかに売却して参るかと
いうようなことにつきましても慎重に
考へまして、これは一般競争入札とい
うのが建前でございますが、その数量
の出し方等につきまして、計画的に処
置するといふことを考へておりますの
で、さらに砂糖の需給から考へまし
て、本年度の砂糖の需給は、大体消費
が全体として五十萬トンの程度にな
つておるのでございます。平年の消費
は、戦前について考へますと百萬ト
ンに達したような状態もあるわけござ
います。かような大きな消費にはな
らぬと思ひます。来年度の砂糖の輸入
の点を考へてみますと、大体六十萬ト
ン程度の手当てができるような状況に考
えられます。その六十萬トンの砂糖の
輸入というやうな問題につきまし
て、これは外貨を要するわけでありま

するが、その輸入の時期、外貨の関係といったようなことにつきましても、なるべく国内的な価格に影響のないようなことで考慮して参りたい、かように考えておるのでございます。

以上が大体砂糖の統制の廃止後の価格の関係及び数量の関係につきましても、国内的に影響のないような処置を考えて参りたいという点でございます。

○内藤(友)委員 実は総務部長も御承知の通り、あなたのところの砂糖を外へ出されるということが、穀粉に影響しておるといふことはよく御承知であらうと思ひます。そこで部長にお尋ねしたいのは、農林省が砂糖を払い下げられるときの値の問題であります。が、今のようないし値の問題ではこれは穀粉業者がたいへん困るのであります。今日の穀粉並びににも影響のないような値にして行かれる御方針であるかどうか、その点が今日あめ業者、穀粉業者並びににも産地の農家が非常に心配しておるところなのであります。それについて何か今までとかわつたお考えをお持ちでありますかどうか。それをひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○松任谷説明員 お尋ねの点につきましては、ただいま御説明申し上げました通り、関税並びに消費税の改訂が行われますと、現行公定価格の一斤六十八円というものが、大体七十五円から七十八円程度の関係になるのではないかと計算しておるのであります。そういうふうなことでございまして、それが統制解除の場合におきまして、輸入糖との価格の関係を考へて参りますと、現在の状況で推定して参

ますと、大体粗糖百四十ドル程度になつておりますので、これを精製糖の百七十ドル程度に考え、関税並びに消費税の関係からいへば製品の穀粉に換算をしてみますと、これが百五十六円程度になつて参るといふようなことからい

たしまして、その点自由になつた場合に、いかような価格に考えられるかという点になりますと、問題はただいま御質問のありました政府の売り方の問題にも関連して参るのでござい

ます。従いまして自由になりました場合の政府の売出しの形といたしましては、御承知の通り一般の競争入札というふうな形になるのでございまして、その場合に予定価格をいかに決定するかといふような問題につきましましては、需給の関係なり、そのときの市価の問題なりをいろいろ勘案しまして、なるべく御心配のときの影響の少ないようなことで、考へて行かなければならぬと存するのであります。予定価格の決定につきましては、現在今ただちにどの程度という御説明がでないでございまして、御趣旨の点は十分検討して参りたいと考へる次第であります。

○内藤(友)委員 それではもう一度お尋ねしたいのですが、今政府は十万吨手持ちになつておられますが、これはどうしても三月一ぱいで、政府は売つてしまわなければならないものであります。さうですか。

○松任谷説明員 ただいまの御説明がはなはだ不十分でありまして申訳なかつたのでありますが、政府手持ちの十万吨というものは、これは一般の価格の関係を並びに需給の関係を考慮しまして、月平均に計画的に売つて参りたいというふうに、現在のところは考へておるのでございまして、大体九月か十月ごろまで、その売却が続くだろうというふうに考へておるのでござい

ます。

○内藤(友)委員 十万吨を十月までに売られるというところは、わかつたのであります。ところがこれは松任谷さんにお願ひ申し上げたいのであります。が、今まで政府が手持ちしておられた砂糖の売却のことが問題になりまして、あめだとか穀粉だとかいふものに影響を及ぼしたのであります。もし今日穀粉、いも類に對していろいろ問題が起きておるのを、何とか緩和するために、十万吨をしばらく売らな

いといふこと——ことに今日の産地におきましては、苗床をやつて行かなければならぬときであります。が、この秋のいもの価格はどうなるのだらうか。おそろくまた安くなるのではなからうかといふことから、苗床なんかに対して少し手心を加ふるのじやないかと思ふのであります。そうなりますと、これは日本の食糧問題に對しまして、非常に大きな問題が起きて来るのでありますから、もしできま

すならば、十万吨の今政府の手持ちのものをしばらく売らぬで、非常に砂糖が暴騰したときにこれを出すとということ、何とか砂糖行政といふものを、今日のいも類あるいは穀粉の問題に對して、もう少しお考えなさるというところが、できないものだらうかと思ふのであります。が、いかがでありましようか。十万吨はどうしても十月までに売らなければならぬものであります。か。もし売らなければならぬものであります。少くとも六百円以上

に予定価格をきめていただきたいということ、私はお願ひ申し上げるのであります。お返事を承りたいのですが、できないければひとつ私の希望を、あなたの方において尊重していただきたいと思ふのであります。

○松任谷説明員 お尋ねの点につきましては、政府の保有しておる砂糖の問題の処理を、いかなるところまで持つて行けるかといふようなことになると思ひますが、御承知の通り統制廃止の際に、持つておられます政府の砂糖の数量のいかにによりまして、これは保存の關係もございまして、これは市場における市価の問題も出て参ります。また需給の關係も出て参ります。うし、これを手持ちして

いうことには参らぬだらう。当分の間わくにして、それを売らないといふわけには行かぬだらうと考へておるのでございまして、内藤委員が非常に御心配になつておられます農家のかんじしよ、穀粉等に対する影響といつたものにつきましまして、その売却を通じて考へて参りたいといふことで、目のところの方針を立てておるのであります。

○有田(二)委員 今内藤委員から局長にお話があつた青色申告の近親者の五万円の問題であります。私は帳簿という問題について、もう一ぺん検討すべきであると思ふ。今農村の話が出ましたが、もちろん農村もさうであります。が、都会にあつても、職人といふような方々に帳面をつけさせるといふことは、日本では無理だと思ふ。全部帳簿でやるといふ考へ方は、私は主税局から一掃すべきではないかと思ふ。實際第一線で税務署が税金を

ておられるのは、今内藤委員のお話の通りに、帳面を見ないで大体このくらいだといふ見当で、更正決定を、この程度でひとつあなたの方で判を押してくれといふようなやり方が、非常に多いのであります。過去においても三年くらい前までは、話合ひで税金をきめておられたことは局長もよく御存じのことと思ひます。どこまでも帳簿がなければいけないという考へ方を——現在占領下でありますからいたし方ないのでありますけれども、三月われわれが待望する独立国家になりました以後においては、帳簿がなくとも税金がきめられるといふような考へ方をし行かなければならぬ。また實際の問題として山奥の農村の方に、税務署が要求するよう帳簿をつけろ、また毎日朝から晩まで一つの仕事をやつておる職人さんに、帳簿をつけろといふようなことは、私は不可能だと断言して過言でないと思ふ。あるいはこれに對して農村の村の一つの機構において、帳面をつける指導をする、また税務署において帳簿をつける指導をする、といふような方法のものがあれば別であります。が、現状の段階ではそういうものがない。従つて現状のままで行くならば、帳簿をつけなくても、一つの方法によつてきめて行かれるライソというふうな、日本独特の、日本の現状に即した税のきめ方の研究について、御検討になられたことがあるかどうかそれをひとつ承りたいと思ひます。

○平田政府委員 今の有田さんのお話は、過去並びに現状から行きますと、もつともなところがございます。が、私どもは若干将来の問題を

えておるのでございまして、今有田さんは、将来におきましても見込みがないという御結論のようですが、この点は私はやはり問題にする余地が残つておるのではないかと思います。もちろん現状におきましてなか／＼帳面をつけるといふことは、たいへんなことであるといふことも、確かに考えられるのでございまして。しかしだん／＼経済も社会も進歩して複雑になつて来ると思いますが、小企業の場合におきましても、ある程度やはり合理化と申しますか、合理的な経営と申しますか、今後の向上発達をはかるというようになことを考えます場合におきましては、程度の差はございしますが、いやしくも企業らしいものにつきましては、何らか記帳をするという方向に持つて行くといふことは、これはひとり税の見地だけでなく、社会の進歩の一つの通則といひまして、そういうような方向になり得ないものかといふことを、一つは考へておるのでございまして。税の見地から行きますと、これは有田さんも御承知でございしますが、やはり所得の査定等におきまして、何らかの基礎があるかないかといふことは、非常に大事な問題でありまして、基礎がないところでお互いに適当にきめるといふことになりまして、どうしても適正な課税をすることにいろ／＼な問題が出て来る。従いまして今すぐそれでは全部帳簿にできるかといふことは、現状では不可能といふことが言ひ得るのでございしますが、今後におきましてはできる限りそういう方向に持つて行けないものか。持つて行けないこととなりますと、実は所得税等におきまして、いろ／＼むずかしい制度をつ

くつておりますが、そういう制度はやめて、今何でもかんでも課税する方法がいいのではないかといふようなことにもなるのでございしますが、それは今後における社会の進歩から行きますと、少しどうだろうか。あまり税だけ先走りしても私はよくないと思ひますけれども、その点を考えまして若干先走りして行けば、それによつて社会のいい傾向を助長して行くという結果になるのであります。これは望ましいことではないか。そういう点を前提と申しますか、総合的に頭に入れておるのでございまして。もちろん記帳の方法あるいはその程度等につきましては、一ぺんにいきなり完全なものを要求しないで、ある程度簡単なものから徐々に複雑なものにやつて行く、そういうのが正しいといふことにつきましては、私もまったく同感でございしますが、大きな傾向といひましては、将来もやはりそういう方向に、所得税の行政全体が行けるようにした方がいいのじやないか。しかしもちろんそれは一つの将来の方向でございします。で、そういうことを前提にして現状の問題を解決できないかといふことは、これはまたお察しの通りであります。従いましてそういう点につきましては、所得税法におきましても、いわゆる収入支出の状況、財産の移動状況などからいたしまして、所得を推定して計算することができるといふ規定も設けております。これは、実際の問題といひましては、中小の納税者の場合におきましては、その規定の適用される場合が大部分でございまして、それに関連いたしまして、所得標準率の問題をどうするか、そういう問題が先般も問題にな

りましたし、また役所におきましても、でき得る限り合理化するといふことに、努めておる次第でございしますが、両方並行して行くことによりまして、徐々に理想化すると申しますか、将来長い目で、行くべき方向に行き得るのではないか。今のところは私もそのように考へておる次第でございします。ただ推定でありますので、例の所得調査委員会の制度をやつたらどうかという問題、これは実は今日に結びついて来る。従いましてそういう問題につきましても、私も検討したいと思ひますのであります。そういう際におきまして、どちらかといひますと、望ましい方向、何か後退しないようない仕組を考えたいといふのが念願でございまして、そこに實際問題としましては、現状と若干のギャップと申しますか、差が出て来るのでございしますが、それをできるだけ少くしつつ漸次理想の方向に持つて行く、こういう考え方でございします。非常にどうも地道な考へでございしますが、今のところ一応そういう考え方でおりますことを、御了承願ひたいと思ひます。

○有田(二)委員　ごもつともと思うのであります。私としては将来は別といたしまして、現状は私は青色申告すればこうだ、青色申告しないものはこうだといふ広さがひど過ぎる。しかも現状は青色申告するといふことが非常にむずかしい。特に私の選挙区では農村を持たないで、農村の事情はよくわかりませんけれども、推測であります。が、内務委員の申されることには納得できる。これでひとつ私は国税庁長官もお越しになつておられますから、ともにお聞き願ひたい点は帳簿指導といふものを国税庁において、大蔵省においてやつていただきたい。青色申告をする者と税務署員はどういう態度に出るか、国税局の調査官の人はどういう態度に出るかといふと、青色申告の出たところはよいいきつく調べる。これはもちろん青色申告をしておるのですから、正しい申告をしなればならないのでありますけれども、今までの長い習慣と、国民性と申しますとおしかりをこうむるかもしれません。非常に税金が、税率がひどかつたといふために、脱税をするといふ一つの習慣が戦後生れて参つて来てる。従つてどうしても帳簿から落ちて青色申告を出す。そうすると今度は調査官の人は、青色申告しているものはよいそれを強く調べるというふうなあり方で、青色申告の成績が芳しくないの、青色申告なんかやめなさいといひ、青色申告をやると損だ、こういうお話をよく聞くのであります。これは結局私もいろいろと考へての話であります。一つは管内において全部調査ができましたならば、私は青色申告をした方が得だと思ひます。しかしおそらく三割程度より税務署の調査ができないのであります。あるいは三割程度まで行かない。従つてあとの七割なり八割といふものは調査されない。調査漏れのところはうまいぐあいに行き。国税局なり税務署の方では、五箇年間税金を調べる権利があるのですから、ことし調べなくても来年やる、こういう考えを持つておられる向きもあるかもしれませんが、とにかく完全な調査ができれば青色申告をした方が私はいいじやないか。しかし完全な調査ができない現段階においては、青色申告

は損だ、こういう納税者の一つの考へ方、さらに国税局なり税務署において、青色申告をしたところにはよい力を入れて調べなければならぬけれども、さらにもう一つ突き進んでやるといふところに、青色申告をしては損だといふ考へ方が出て来る。私は現段階においては、税制においても税率においても、まだ／＼考慮しなければならぬ段階であるので、青色申告者に対しては、その赤ん坊の手を引いて導いてやる。青色申告といへども現状の青色申告は、まあ赤ん坊からよく立つことが出来る段階の青色申告である。それを手を引いて導いてやつて、将来はつばに独立歩で青色申告ができるような方向に導いて行かなければならぬ。これは本人だけが悪いのではなくして、税率とかあるいは諸般の事情が、そういうことになつておるのであります。私としては青色申告者に対する指導方針は、いかなる指導方針をもつて行かなければならぬか。これはすでに国税局でもおきまりになつておられる点だらうと思ひますのであります。これについてひとつ主税局長と国税庁長官の、あわせてのお考えを伺ひたいと思ひます。

○平田政府委員　ただいまの御意見の親切な指導を要するといふことは、まことにひとつともであると思ひます。私も国税庁の方には、極力そういうことに平素からお願ひしておる次第であります。それから今お答え申し上げましたが、特に家族の給与を今回引くことにいたしましたのは、一つには青色申告者に対してまして、所得が非常に

はつきりなると、そうした結果どうも他の所得者との間にどうかという議論がありまして、何か青色申告者に特例を認めるべきだ、その特例の方法として、まして所得の何割引かしてくれ、こういう要望がありますが、実は何割引かすることは、所得税法の公平の原則に反するので、これはどうもとりにくい。しかしながら経理がはつきりなつた場合におきまして、現実家族従業員に給料を払つて、その支払いが帳簿によつて確認できる、それは継続的に記帳されまうので、そうであらぬこともできない、こういうことになりまうれば、私はやはり青色申告者に納得できる——ある意味から行けば当然であります、ある意味から行けば相当の特例、この特例を認めることによりまして、極力青色申告の助長をはかることにしたらどうか。それは従ひまして、青色申告者に対しては、できる限り——先ほど私が申し上げました根本の趣旨と青色申告の制度とは、まったく合致するのであります、できる限り親切に懇切に指導いたしまして、漸次この制度を普及いたしまして、理想は逆に私は青色申告が原則になることを理想にしておるのであります、これは将来のことと思ひますけれども、そういう方向の頭で、だん／＼運用並びに制度におきまして、画面考えまして、お互いに努力することにしたかどうか、このように考えておる次第でございます。

○高橋(徳)政府委員 ただいま有田さんから御指摘になりました通り、青色申告の制度は生れたての赤ん坊でございますので、私も何とかしてこれをうまく育てて行きたいという考えを持つておるのであります。従ひまして、二十六年の際におきまして、税務官吏に對しましては、年度途中においても帳簿を見て差上げております。そして記帳の方法その他について、何か遺憾な点があればそれを直して行く、指導して行く、お世話をして行くという指示をいたしておるのであります。あるいは政府にとり／＼お伺いするところが、かえつて何か非常に苛酷な調べを受けるというふうな感じを、与えてゐるのではないかと、私もいたしうすし、そういう点は絶えず十分に指導いたしたいと思ひますが、特にある程度でできるところの官吏が当初から、申告前と申しますよりも、むしろ年度途中においてお伺いをして指導申し上げる、そういう態度で行きたいと考えておるのであります。なお先ほど内閣委員から御質問がございましたように、私も私どもはどうしても現在の陣容をもつて全部を調査し、全部を公平に確實に間違ひなくやることは、なか／＼困難でございます。従ひまして、私どもの考え方といたしましては、調査する相手方を選択して行くということに、非常に意を用いておるのであります。その際に、まず十分に信頼できる人は、なるべくならば申告にもつづら信頼して行くという考え方を持つておるのであります。そういう際に、青色申告の方がやはり最も信頼される部分に入ることには当然でございます。しかしながらただ青色申告をなさる方の中には、青色申告を偽装して、相当な脱税と申しますか、そういうふうな傾向を持つ人もないことはないでありますから、そんな人については、私どもの方で、御承知の通り／＼な監察

資料を集めておりますので、それらとその他の帳簿とを、ある程度引比べることによつて見当がつかますので、そういう人のみについては、ある程度調査を決定せざるを得ないという状況であるのであります。

○有田(二)委員 年間に調査されることはけつこうでございます。ぜひそういう方向で行つていただきたいと思ひますが、その青色申告がまだ赤ん坊であるというところはどうかといふと、青色申告は正しく申告するといふ建前なんで、青色申告をなされた方は、ただいま長官のおつしやつた通りに、全部正しく報告するのが青色申告の建前であります、まだ終戦後今日までの一つの情性と税率の無理、また現在置かれておる日本の状態から考へて、まだ抜けたら抜きたいという考へ方があるわけでありまして、それを頭からばんとたたいてしまつたのでは、これは赤ん坊をたたいてひつくり返してしまつと同じことです。ですから青色申告をお出しになる方が、アメリカのように全部正しく申告できるようにすれば、これは全体の税率を引下げることもできる。非常に合法的な税制を当てはめることもできる。しかしまだ日本の段階においては、どうして私はそういう状態にならぬと思ひます。従つて青色申告者といへども、大体どこかで出さうというのが大半でありまして、それを、青色申告しておるのにかかわらず、ごまかすとは何事であるか、われ／＼はこういう資料を持つて、こういうふうによつておるのに、青色申告を利用して、脱税するといふような考へ方はけしからぬという見方が、末端の機構まで及んでおるので

す。ですから青色申告をしようとしてゐる気持を一層伸ばしてやつて、そうしていいない点を、実はあなたはこういうふうにお出しになつておられるが、実際はこういうふうなものが出ておる、これはお改めになつた方がいいでしようというように、親切に指導して行つてもらいたい。かようなことを申し上げておるのであつて、年のさ中に調べに来るというふうなことは、これはけつこうなことでありまして、しかしそういうように青色申告をしておるのにかかわらず、こういう脱税的なものが出て来るのはけしからぬじやないかという考へ方ではなくて、そういうものを示して、これはこういうものが出ておる、青色申告の建前から言つてもよくないことだから、どうかひとつこういうふうな改めてもらいたい、言葉やわからに指導して行かなくては、せつかくの主務局長なり国税庁長官の考へが、末端の局の調査課の課員なり、あるいは税務署の署員に徹底してないといふことを、私は申し上げておるのであります。従つて青色申告が赤ん坊であるといふことは、全部が正しく納税の帳簿がでないといふことです。だからそれが赤ん坊なんです。ただできたての赤ん坊だといふ意味じやないのです。納税者の心構えが、まだそこまできな／＼行つていないわけでありまして、その行つていない青色申告に對する納税者の赤ん坊的な気持を、だん／＼成長させて、ひいては税率もだん／＼低くなつて行くという、両々相まつて将来の正しいあり方があり得るのではないか。これに對して、ひとつ国税庁長官の御所見を承りた

○高橋(徳)政府委員 私がただいまお答え申し上げました趣旨も、ただいま有田さんのおつしやつたと同じ氣持で申し上げたつもりでございます。第一線において、その氣分に反したような行動が、間々あつたかと存するのであります、そういう点は今後あらゆる機会に注意をいたしまして、是正して行きたい、そういうふうな考えております。

○高田(宮)委員 関連して……。青色申告の問題であります、いろ／＼と特典を設けられまして、そしてこれを奨励しておるわけでありまして、ただいまも議論があらまされたように、これが急速に一般に広がつて行く性質のものであるか、また本質的にある程度しか広がつて行かない性質のものであるかといふことが、第一に問題になるのであります。これは私の数字が間違つていたら、御訂正をお願いしたいと思ひますが、大体法人で青色申告をしてゐるのが三割か四割、それから個人の場合約は五割前後ではないかと思ひます。それで個人の場合でいいますと、青色申告といふものは、ごく一部の者に限られてゐる。これがいかに奨励されても、やはり帳簿の技術であるとか、いろ／＼煩瑣な手間も食うこととありまして、個人の零細な業者にとりましては、初めからどうしてこれは問題にならないような性格があるのじやないか、というふうな考えられるわけでありまして、そういういたしますと、青色申告者に対して、特に減税、免税の措置を講じまして、今のようないパーセンテージが少い場合には、全体の税金収入には關係がありません。従つてやれますか、急速にこれが一般化して参

りまして、青色申告者が多いということになれば、減税、免税の措置をみなやらなくちゃならないということになる。そうすれば、結局そういう方面からの税収入が、うんと減ってしまうわけでありまして、これは全体に及ぼす間、一時の初めのうちだけは、いわゆる先覚者に対する褒美みたいな意味で、若干の減税はできるかもしれない。これによつて所得を相当たくさん、ぼろぼろ出すと言つては語弊があるかもしれないが、洗いざらい出させるようになる。しかも出しても減税があるからよろしいということになるわけでありまして、これが一般化して来れば、全体に減税しなければならなくなってしまう。今は少数の青色申告者によつてつかまれる所得によつて、あの九五%の青色申告のできない人の所得を認定する、一つの有力な材料をつかむことができるわけでありまして、そういう意味からいいますと、全体としての税収入を、申告所得者から確保するところの有力な手があり、手段として、青色申告の意味があるわけでありまして、これが半分以上、青色申告になつてしまつたときには、もはや減税なんかしてはならなくなつてしまふ。もしそういうことをしておるならば、所得を申告によらないで、上から見積つて課税しないと、税収の確保がむずかしくなつて来る、こういう矛盾を持つてゐる制度じゃないかと思ひます。そこで先ほど言ひましたように、青色申告がはたして一般化して行くものであるか、して行つた場合には、そういう特典がなくなるのじやないかということについて、ひとつお考へをお伺ひしたい。

○平田政府委員 高田さんの御質問は、もつともらしいところがあると思ひますが、今の御議論は、税収確保のために青色申告の問題を、関連してお考へになつておられるようでありまして、しかし私どもはそういう考へは全然持つておらないのであります。あくまでも所得税法に従つた合理的な所得の申告及び査定、これができまして、それによつてのみ所得税の負担は最終的に相互に公平なものになる。こういうことが青色申告自体のねらいでありまして、もつぱらそういうものとして実質青色申告の制度は考へておるのであります。その結果所得税が減ることになれば、これはもちろん別にどうということはございせん。それからまた課税見限りがふえて来れば、ふえて来たのに応じて、これは税率改正という問題も出て来ます。結果としていろ／＼な問題が出て来るかと思ひますが、決してそういうことを頭から、独断的に、あるいは色目で見ても、この制度に対処すべきでは絶対にない。この制度の本来のあり方を考へまして、できるだけ助長して行きたい。さしあたりといたしまして、今年に現実に青色申告をしてゐる方がそれほど多くないので、それほど大きな影響はありませんが、来年、再来年と、もちろんこれによる影響は相当出て来るかと思ひますが、出て来ても、それは当然のことであると考へておる次第でございまして。なお法人の方は、大体五〇%をちよつと越えております。個人の方は、あなたがお話の通りぐらゐのところでありまして。

○有田(二)委員 さらにお尋ねしたいのでありますが、とにかく敗戦後の今日の税法につきましては、アメリカの税法が入つて参りまして、非常に私は進歩している、かように考へておるのであります。しかし日本の現状にそぐわない面も幾分あるのじやないか。もちろんこの間におきまして、大部分はなつて来ておりますけれども、近く独立国家になつた場合において、どういふ点が改められるべきであるか。もちろんわれ／＼も現状を検討いたしておりますが、間近に独立も迫つて参りました。現状では関係方面の御了解を受けなければできない点も、これからはその必要がなくなつて来る。われわれ国会議員としては、この税法については、アメリカのよきところは得る限り残して行きたい。しかしながら日本の国情に合わないもの、これは当然改めなければならぬ、かように考へております。また過去における日本の長い税の歴史から行きますと、当然かように改むべきものであるという御見解が承りましたならば、その御見解を承りたいのであります。

○平田政府委員 お話の問題につきましては、今後私どももさらに一層勉強いたしまして、よく検討してみたいと考へております。率直に申し上げまして、私も先般各国をまわつて来たのでありますけれども、二十五年で改正をしました国税、地方税を通ずる制度というものは、これは相当進歩した経済と社会の税制としましては、率直に言ひまして、私は非常にいい税制といふふうに考へるのであります。ただ今の青色申告の問題につきましても、そういう問題で悩みがあるわけでありまして、日本の現状から比べると、はたしてどうかという問題はありますので、その点は相当やはり再検討すべき余地が残つてゐる。そういう問題につきましましては、相当根本的な点にわたる点につきましても、この際勉強し直しまして考へてみたい。ただ将来行くべき方向は、やはり見誤りのないように行きたいと思ひます。そういうことを頭にしまして、少し問題として検討したいことは、一つは富裕税の問題、それに関連しまして所得税の最高税率等の問題、それから申告納税制度自体に對して、先般も議論がございましたが、協議団に民間の委員を入れるか、あるいはさらに一歩進んで、委員会制度みたいなものを考へるか考へないか、こういう問題が、国税についてはさしあたりあつたかと思ひます。地方税におきましても、相当いろ／＼な問題があるようにございまして、ことに国税と地方税を通じまして考へますと、課税標準の調査といふことにつきましましては、どうも各団体ばら／＼にやるのはいかかであらうか、これはやはりどこかで統一するといふ方向に、少くとも行くべきではないかという意見がございまして、そういうような問題等をよく考へてみたい。なお事業税、附加価値税等の問題が幾つて参つておりますが、府県税、市町村税、国税、こういう全体を通じまして、財源の配分等につきましても、実態に即するかいなかにつきましましてよく検討しまして、正しい結論を下すようにして行きたいと思ひます。

○宮腰委員 関連して……青色申告の問題であります。今度の改正で、専従者の控除を認めたのであります。私はさらに事業主に対しても給与を与えて、給与の源泉徴収をする必要があるのではないかと。今日の経営の状況は、家計と企業会計と分離するその点は、法人と個人の場合には、現在の法律ではあまり明確にしていない。こういう意味合から、事業主に対して源泉徴収をする方がよい。すなわち事業経費と認めることが妥当だ。こういう考へと、もし事業主に源泉徴収がでないというならば、所得の一五%くらいの控除を認めることが妥当だと思ひます。これに對しては、シヤウブの第二次勧告の中には、これを否定しておられますが、青色申告の実際の状況が悪いという点から考へまして、このくらいの程度のことでは認めたい方がよろしいように考へられますが、いかなるお考へを持っておられますか。

○平田政府委員 今のお尋ねは、業種に對して源泉徴収をするといふこと、私はよく問題がわからないのでございまして。事業所得の中には勤労所得の要素が相当多い。ことに少額の事業所得者の場合はそうだ。従つて何か勤労控除みたいなものを、少額事業所得者に給与所得者と同じく認めたらどうか、こういうお尋ねかと存じますが、そういう問題につきましましては、先般委員会におきましても、相当いろ／＼申し上げたのでございまして、これは確かに一つの考へ方でございまして、ただそうなりまして、現在でも給与所得者の一五%がどうも差が少い、もつと課税の現状からすると、大幅に引上げべきだ、こういう議論があります。そうするとそれをどうするか。これはなかなか問題は簡単なやうで簡単ではございません。理論的には、私も確か

にそういう問題がなお残存しているという事は、考へておるのでございませうが、もう少し将来の問題として、この問題は研究することにいたしたい、かように考へておる次第でございませう。

○宮腰委員 それから青色申告者に対して、現金主義の会計処理をやつた方がよきように思ふのでありますが、結論としては損益計算書をつくる程度にしておきたい。たとえば現金出納だとか、仕入れ、売上げ、それから経費、たなにおろしに關するものの簡略記帳によりまして、貸借対照表を省略させる方法が、非常に合理的だと考へる問題が一点と、それから自家消費の場合、その価格を仕入れ価格によつて記帳させる方が妥當に思ふのでありますが、その問題が一点と、それから青色申告の届出期限が前期末の年末でありますから、非常に繁忙であるため、これを記帳することは非常に困難であります。確定申告の期限と並行させた方が合理的だと考へるのでありますが、この三点についてお伺ひしたいと思います。

（小山委員長代理退席、委員長着席）

○平田政府委員 少しお尋ねの趣旨を聞きそこねた点がありますので、御了承願ひたいと思ふのでありますが、第一の問題の現金主義をある程度導入するかどうか、この問題は私どもも若干問題があると思ふのであります。小売業その他でありまして、必ずしも徹底した簿記の原則で記帳しなくても、毎年継続してやりますれば、正しい所得がば出て来る。こういうものにつきましては、若干現金主義を導入する

特例を認めるようなことにつきましては、よく研究してみたいと考へております。ただ理想はやはり今合理的と宮腰さんが仰せられました。合理的にはやはり複式簿記、貸借対照表、これは非常に企業経理の場合に合理的な方法でございまして、これは疑う余地がないのでございまして、そこまで行かなくても、正しい結果がば得るといふ場合におきまして、若干の例外を事情に応じて認めるか、こういう問題として研究してみたいと思ひます。

それから第二の問題は、たとえば農民が米を消費する場合におきまして、その所得もやはり所得として課税いたしておるわけでありまして、この際は農民などの廉價価格、生産者価格、これで目録のものが、私どもとしてはいいのじやないかと思ふのでございませうが、何か特別の理由がございませうば、よくお聞きしました上でお答えしていかと思ひます。それにしまして、消費者の消費する値段と差がついて来ますけれども、その程度が妥當じやないかというので、長く従来からそういう方法でやつておる次第でございませう。

○宮腰委員 青色申告の申告の期限を確定申告の二月末日と並行させた方が合理的だと思ふのであります。……

○平田政府委員 御承知の通り、記帳はやはりその年の初めから記帳しなくては意味がございませんで、やはり時期は青色申告の時期と差があつても、十分理由があるのではないかと思ひます。ことしから青色申告者として、記帳するといふことを申し出るわけにございまして、特に変更するという必要があるかどうか、これも私

ども了解いたしかねる次第でございませう。

○有田（二）委員 まだゆくりひとつ御質問申し上げたいと思ひますが、ただ一点、これは主税局長にも国税庁長官にも聞いていたいただきたいことであるが、近く独立国家になる。今まで関係の税の問題にしまして、これからわれわれはもつと積極的に行なうことをやりたい。その場合にあなた方と手を握つてやりたいと考へておる。あなたの方で手を握つていたたかなくてもいいというお考えなら、われわれはわれわれの力をもつてやつて行きたい、かように考へております。

一例をあげますと、この税制の問題もさることながら、国税庁の運営の上における問題で、もつと直税部長がわれわれと話し合ひをして、そうして旅館の税金のとり方についてはどうだ。農村の税金のとり方についてはどうだ。その他あらゆる万般の運営の仕方について、相当国税庁側では調査なり検討ができておる。しかしながらわれわれは大蔵委員会として、専門調査員制度が設けられておりますけれども、わずかに五、六人しかいない。こういう手足では実際に十分な調査ができていない。あなたの方ではある程度十分な調査ができておるけれども、国税庁あるいは大蔵省という建前からすべて物事を見ておる。納税者側の気持は、われわれ大蔵委員の国民代表である国会議員の方がよくわかつておる。ですからわれわれとしては、国税庁また大蔵省として、税をとる建前から行くところの考へ方もとうとい、決してわれわれは無視すべきものではないと考へておる。しかしながら納税者側の立場に立つての物の考へ方というものは、十分なされなければならぬ、かように私は考へておるのでありますけれども、占領下でありますからわれわれは今日まで黙つておる。近く独立国家になりましては、われわれとしてはこの点でびし／＼やりたい、かように考へておる。従つて一つの態度に對して、税法をどういふように運営して行くかというふうな事態につきまして、十分われわれの意見をわれわれとともに検討して、税のあり方が無理でないような方向に進めて行く。また税法もかように改むべきものであるという場合には、法律もただちに大蔵委員会に提出して、政府あるいは議員提出として、是正するべきものである、かような考へを持つておるものであります。

さらに報償の問題であります。これだけ多額の税金をとる。たとえば酒税の問題でも、一千三百億というふうな非常に多額の税金がとられておる。それからまた一般の税金にしまして、間接税、直接税を通じて相当な金額になつて来ておる。これらの金額の税金に對する報償制度、一つの歩もどして行くという考へ方があるが、私は歩もどしは絶対反対です。しかしながら税金を喜んで正直に出して来ておられる人がある場合には、国がこれを報償すべきである。先般私が池田大蔵大臣に質問しましたときに、池田君はどういうことを言われたかという、憲法で納税の義務というものがあつたら、国民の義務であるから税金を納め

るのはあたりまえである。彼はこういう暴言を吐いておる。これはもちろんそうでありませう。しかしながら日本の国民性というものは、アメリカの方々とちよつと違ふのであります。いか悪いかは別として、日本人の氣持といふものはアメリカ人とは違ふ。過去における大東亞戦争のために、日本の国民性が非常に誤解を受けておりますけれども、日本人は昔からとうとい氣持があることは、われわれの誇りとして来たところでありませう。独立国家後においては、私はやはり日本のよさは誇りとして行きたい。特に日本人の氣持にアピールするやうな報償制度を設けることによつて、われわれが進んで税金を納めて國を救つてやるのだ、國のためにわれわれは喜んで税金を出すのだといふところの、日本人の弱點といひますか、また長所といひますか、そういう点にアピールした税金のとり方であればならぬ。池田君のような冷酷きわまる、当然の國民の義務だ、アメリカなら別であります。日本人の心情をよく察知しないところの彼の考へ方でありませう。私はこれに對しては相當額の報償の金額を設けて、そうしてあらゆる角度において、國民が喜んで税金を納めるといふ方向に向けて行くべきである、かように考へるのであります。従つて私のただいま申し上げた点は、税法はもちろん、税の運営の面においても、これは今度国会でわれわれ大蔵委員会においてやれる問題であります。衆参兩院の大蔵委員の方々と、主税局は税法の面、国税庁はその税法の運営の面で十分われわれと協力してやる。今までの占領軍に對する苦勞や考へ方を一掃して、

ら、明確なる御答弁をいただきたい。

○高橋(鑑)政府委員　かつて目録制度を置きました時代におきましては、それぞれ各税務署に対して責任額を指示したことがございます。しかしながら昭和二十四年度からは、目録制度も撤廃いたしました。なおその後昨年度ごろまでは、ただいま三宅さんがお話の、税務署からどれくらい徴収できるかという見込額といたうものを、提出してもらつたことがございます。しかしながら二十六年度当初からは、そういう数字を出していたくこと自体が、その後のいろ／＼の決定等に、何らかの心理的影響を与えてはならない、どこまでも所得の調査は厳正に、何らの先入主なしに行われることが必要であるという見地からいたしまして、そういうふうな見込額をとること自体、私も今年はほとんどいたしておりません。従つて本庁においては、どの税務署においてはどの程度とれるというふうな見当を持つておりません。その点をはつきりお答え申し上げておきます。従いまして、全国的に五割増であるとか、またはどの税務署は十割だというふうな考え方も、全然持つておりません。むしろ各納税者の所得額の調査をした結果を、事後において集計した場合に、どの程度の増になるということは、結果として現われることにはあるのでございますが、事前にそういうふうな頭をもつて臨むということとは、絶対に考えておりませんから、その点をはつきりお答え申し上げておきます。

なお今年度更正決定が非常に多いのじやないかという御質問であります。

○三宅(則)委員　今の国税庁長官のお

○佐藤委員長　大分時間も経過いたしましたので、午前中の分はこの程度にとどめ、午後二時より再開の上、質疑を続行したいと存じます。

これにて休憩いたします。

午後零時五十四分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

印刷者 印刷 店